



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
7 月 20 日
号 外 (1)
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則を廃止する等の規則 (人事課) 2
 - 訓 令
 - 企 業 庁 訓 令
 - 病 院 事 業 庁 訓 令
 - 議 会 訓 令
- 教育委員会教育長訓令
 - 人 事 委 員 会 訓 令
 - 監 査 委 員 訓 令
 - 労 働 委 員 会 訓 令
 - 収 用 委 員 会 訓 令
- ※滋賀県情報処理規程の一部改正 (情報政策課) 2
 - 訓 令
 - 企 業 庁 訓 令
 - 病 院 事 業 庁 訓 令
 - 議 会 訓 令
- 教育委員会教育長訓令
 - 人 事 委 員 会 訓 令
 - 監 査 委 員 訓 令
 - 労 働 委 員 会 訓 令
 - 警 察 本 部 訓 令
- ※滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正 (人権施策推進課) 3
- ※滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正 (女性活躍推進課) 3
 - 訓 令
 - 企 業 庁 訓 令
- 病 院 事 業 庁 訓 令
 - 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 - 警 察 本 部 訓 令
- ※滋賀県障害者雇用対策本部設置規程の一部改正 (労働雇用政策課) 4
- ※滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程の一部改正 (中小企業支援課) 4
- ※滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部設置規程の一部改正 (温暖化対策課) 5
 - 訓 令
 - 企 業 庁 訓 令
 - 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
- ※滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程の一部改正 (琵琶湖政策課) 5
 - 訓 令
 - 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 - 警 察 本 部 訓 令
- ※滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程の一部改正 (薬務感染症対策課) 5
 - 訓 令
- ※滋賀県副知事の担任事務に関する規程の一部改正 (人事課) 6

○ 告 示

※滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱の一部改正（市町振興課）..... 7

規 則

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則を廃止する等の規則をここに公布する。
平成30年 7 月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第44号

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則を廃止する等の規則

（滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の廃止）

第 1 条 滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則（平成27年滋賀県規則第83号）は、廃止する。

（滋賀県消防団員等の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 滋賀県消防団員等の特別ほう賞金に関する条例施行規則（昭和42年滋賀県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「総合政策部を担任する」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 訓 令
- 企 業 庁 訓 令
- 病 院 事 業 庁 訓 令
- 議 会 訓 令
- 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
- 人 事 委 員 会 訓 令
- 監 査 委 員 訓 令
- 労 働 委 員 会 訓 令
- 収 用 委 員 会 訓 令

滋賀県訓令第20号

滋賀県企業庁訓令第 5 号

滋賀県病院事業庁訓令第 5 号

滋賀県議会訓令第 1 号

滋賀県教育委員会教育長訓令第10号

滋賀県人事委員会訓令第 1 号

滋賀県監査委員訓令第 1 号

滋賀県労働委員会訓令第 1 号

滋賀県収用委員会訓令第 1 号

滋賀県情報処理規程（平成20年滋賀県訓令第 2 号、滋賀県企業庁訓令第 1 号、滋賀県病院事業庁訓令第 1 号、滋賀県議会訓令第 1 号、滋賀県教育委員会教育長訓令第 5 号、滋賀県人事委員会訓令第 1 号、滋賀県監査委員訓令第 1 号、滋賀県労働委員会訓令第 1 号、滋賀県収用委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 7 月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造
 滋賀県企業庁長 桂 田 俊 夫
 滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和
 滋賀県議会議長 川 島 隆 二
 滋賀県教育委員会教育長 青 木 洋
 滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子
 滋賀県代表監査委員 北 川 正 雄

滋賀県労働委員会会長 肱 岡 勇 夫

滋賀県収用委員会会長 野 洲 和 博

第4条第1項中「滋賀県副知事の担当事務に関する規程(平成27年滋賀県訓令第38号)第1条第3号アに掲げる事務を担任する」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 議 会 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 人 事 委 員 会 訓 令
 監 査 委 員 訓 令
 労 働 委 員 会 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第21号

滋賀県企業庁訓令第6号

滋賀県病院事業庁訓令第6号

滋賀県議会訓令第2号

滋賀県教育委員会教育長訓令第11号

滋賀県人事委員会訓令第2号

滋賀県監査委員訓令第2号

滋賀県労働委員会訓令第2号

滋賀県警察本部訓令第21号

滋賀県人権施策推進本部設置規程(平成18年滋賀県訓令第30号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第14号、滋賀県人事委員会訓令第2号、滋賀県監査委員訓令第2号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月20日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県企業庁長	桂 田	俊 夫
滋賀県病院事業庁長	宮 川	正 和
滋賀県議会議長	川 島	隆 二
滋賀県教育委員会教育長	青 木	洋
滋賀県人事委員会委員長	西 原	節 子
滋賀県代表監査委員	北 川	正 雄
滋賀県労働委員会会長	肱 岡	勇 夫
滋賀県警察本部長	鎌 田	徹 郎

第4条第2項中「県政の総括を担任する副知事である副本部長が」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

 滋賀県訓令第22号

滋賀県企業庁訓令第7号

滋賀県病院事業庁訓令第7号

滋賀県議会訓令第3号

滋賀県教育委員会教育長訓令第12号

滋賀県人事委員会訓令第3号

滋賀県監査委員訓令第3号

滋賀県労働委員会訓令第3号

滋賀県警察本部訓令第22号

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程(平成18年滋賀県訓令第31号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第2号、滋賀県議会訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第15号、滋賀県人事委員会訓令第3号、滋賀県監査委員訓令第3号、滋賀県労働委員会訓令第2号、滋賀県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田		俊	夫
滋賀県病院事業庁長	宮	川		正	和
滋賀県議会議長	川	島		隆	二
滋賀県教育委員会教育長	青	木			洋
滋賀県人事委員会委員長	西	原		節	子
滋賀県代表監査委員	北	川		正	雄
滋賀県労働委員会会長	肱	岡		勇	夫
滋賀県警察本部長	鎌	田		徹	郎

第3条第2項中「商工観光労働部を担任する」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第23号

滋賀県企業庁訓令第8号

滋賀県病院事業庁訓令第8号

滋賀県教育委員会教育長訓令第13号

滋賀県警察本部訓令第23号

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程(平成27年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第15号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田		俊	夫
滋賀県病院事業庁長	宮	川		正	和
滋賀県教育委員会教育長	青	木			洋
滋賀県警察本部長	鎌	田		徹	郎

第4条第2項中「商工観光労働部を担任する副知事である副本部長が」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

滋賀県訓令第24号

滋賀県企業庁訓令第9号

滋賀県病院事業庁訓令第9号

滋賀県教育委員会教育長訓令第14号

滋賀県警察本部訓令第24号

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程(平成25年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田		俊	夫
滋賀県病院事業庁長	宮	川		正	和
滋賀県教育委員会教育長	青	木			洋
滋賀県警察本部長	鎌	田		徹	郎

第4条第2項中「商工観光労働部を担任する副知事である副本部長が」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

滋賀県訓令第25号

滋賀県企業庁訓令第10号

滋賀県病院事業庁訓令第10号

滋賀県教育委員会教育長訓令第15号

滋賀県警察本部訓令第25号

滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部設置規程(平成20年滋賀県訓令第46号、滋賀県企業庁訓令第8号、滋賀県病院事業庁訓令第7号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号、滋賀県警察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田		俊	夫
滋賀県病院事業庁長	宮	川		正	和
滋賀県教育委員会教育長	青	木			洋
滋賀県警察本部長	鎌	田		徹	郎

第4条第2項中「琵琶湖環境部を担任する副知事である副本部長が」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

滋賀県訓令第26号

滋賀県企業庁訓令第11号

滋賀県教育委員会教育長訓令第16号

滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程(平成27年滋賀県訓令第33号、滋賀県企業庁訓令第10号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田		俊	夫
滋賀県教育委員会教育長	青	木			洋

第4条第2項中「琵琶湖環境部を担任する副知事である副本部長が」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第27号

滋賀県教育委員会教育長訓令第17号

滋賀県警察本部訓令第26号

滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程(昭和57年滋賀県訓令第13号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県教育委員会教育長	青	木			洋
滋賀県警察本部長	鎌	田			徹郎

第3条第2項中「健康医療福祉部を担任する」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第28号

滋賀県副知事の担任意務に関する規程(平成27年滋賀県訓令第38号)は、廃止する。

平成30年7月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

付 則

(施行期日)

- この訓令は、平成30年7月20日から施行する。
(滋賀県庁非常警備規程の一部改正)
- 滋賀県庁非常警備規程(昭和27年滋賀県訓令第21号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「総務部を担任する」を削り、同条第4項中「第2項の副知事以外の副知事」を「総務部長」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「部長」の右に「(総務部長を除く。)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。
(滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程の一部改正)
- 滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第9号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「琵琶湖環境部を担任する副知事である副本部長が」を削る。
(滋賀県土地問題協議会設置規程の一部改正)
- 滋賀県土地問題協議会設置規程(昭和48年滋賀県訓令第7号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「滋賀県副知事の担任意務に関する規程(平成27年滋賀県訓令第38号)第1条第3号アに掲げる事務を担任する副知事(以下「副知事」という。)」を「副知事」に改める。
(滋賀県同和対策本部設置規程の一部改正)
- 滋賀県同和対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第3号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「県政の総括を担任する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。
第3条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。
(滋賀県建設工事等契約審査委員会規程の一部改正)
- 滋賀県建設工事等契約審査委員会規程(昭和31年滋賀県訓令第28号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「県政の総括を担任する」を削り、同条第2項中「前項の副知事以外の副知事および」を削り、同条第3項中「副知事である」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。
第7条第4項中「第5条第5項から第8項まで」を「第5条第4項から第7項まで」に、「同条第5項から第7項まで」を「同条第4項から第6項まで」に改める。
(琵琶湖環境研究推進機構設置規程の一部改正)
- 琵琶湖環境研究推進機構設置規程(平成26年滋賀県訓令第25号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「琵琶湖環境部を担任する」を削る。

告

示

滋賀県告示第309号

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱（平成14年滋賀県告示第364号）の一部を次のように改正する。

平成30年 7 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第 7 条第 2 項中「総務部を担当する」を削る。

付 則

この告示は、平成30年 7 月 20 日から施行する。

